

Question.

患者さんから、スマートフォンで電子版お薬手帳を提示されました。
電子版お薬手帳の特徴とその対応について教えてください。

質問者

(神奈川県 T.K.さん 73回)

Answer.

◆電子版お薬手帳とは

電子版お薬手帳（以下、電子お薬手帳）は、約10年前から政府が推進する「どこでも MY 病院」構想の具体化に向けたサービスとして始まりましたが、当初は、手帳ごとに仕様が異なり情報の互換性がないことが欠点でした。2015年に厚生労働省が、電子お薬手帳の仕様を共通化させる方針を固め、2016年に日本薬剤師会が、医療情報交換の標準規格に対応した電子お薬手帳相互閲覧サービスを構築しました（図）。これにより一元的な管理と情報閲覧が可能となり、電子お薬手帳の種類も増えて普及が進んでいます。

メリットとして、携帯性や持参率の向上、長期間の情報管理、情報確認による医療安全の向上等がある一方で、端末の操作（特に高齢者など）、他者に端末画面を見せる（または預ける）などの行為を不安に感じる方も多いようです。

◆医療機関のシステムとの連携

薬局は情報をQRコード化して患者に渡し、患者はそれを電子お薬手帳アプリに登録することで、服薬情報や医療機関への伝達事項等が手軽に閲覧可能となります（アプリごとに諸機能は異なります）。

では、チェアサイドで患者に電子お薬手帳を提示された場合、どう対処したらよいのでしょうか？今のところ、医療機関におけるシステムと電子お薬手帳との連携体制は不十分といわざるを得ません。

電子お薬手帳の情報は、患者の健康情報データ（PHR：Personal Health Record）として、患者と薬局間の連携による効率性の向上には寄与しています。しかし、医療者が管理する電子カルテを含む医療機関内システム（EMR：Electronic Medical Record）や、患者情報を共有する地域連携ネットワーク等の医療情報連携基盤（EHR：Electronic Health Record）との連携の対応は十分といえませんが、提示された情報を閲覧できても、簡便に電子カルテと連携・同期することは難しい現状にあります。

医療機関の対応の一例としては、患者同意のもとで端末画面をWi-Fi経由で受信し印刷や保管するこ

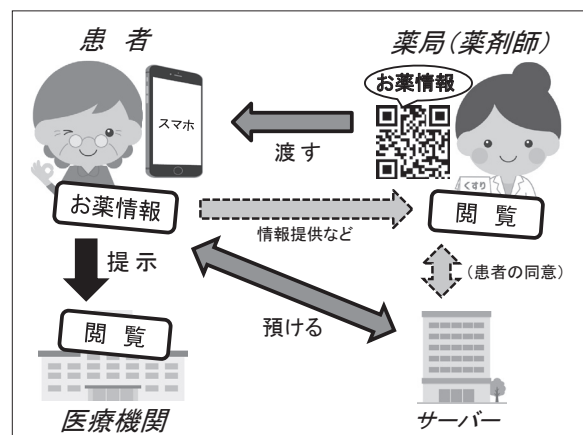


図 日本薬剤師会提供の電子お薬手帳相互閲覧サービスの活用イメージ

とが挙げられますが、これではスムーズな情報連携とは言い難いです。

◆医療情報の電子化の動向

医療分野の情報化が推進されるなかで、厚生労働省は処方せんの電子化による運用を目指してその仕組みを整理していくために、2016年に「電子処方せんの運用ガイドライン」¹⁾を定めました。EHRが整備され、患者自らが健康情報を管理することは医療サービスの効率的な提供に繋がると期待されています。当然ながら、電子処方せんの運用には、電子お薬手帳との連携の確保は必須であると考えられていることから、医療者にとっては、電子処方せんの運用に関する動向は今後注視していく必要があるでしょう。

参考文献

- 1) 厚生労働省：電子処方せんの運用ガイドライン、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000342367.pdf>
(2019年3月20日現在)

質問の回答者



いしい みずき
石井 瑞樹

新潟病院 病院情報処理室